



和歌山市公報

令和 7 年（2 0 2 5 年） 2 月 3 日
第 1 7 9 2 号

発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
1	和歌山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（建築指導課）	3

【 訓 令 】

1	和歌山市請負工事監督規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・（技術管理課）	4
---	---	---

【 告 示 】

14	公示送達（令和 6 年度第 5 期及び第 6 期介護保険料督促状）・・・・・・・・（介護保険課）	5
15	令和 6 年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第 2 課）	6
16	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	7
17	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	8
18	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
19	特定施設を設置に関する事前評価の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（環境政策課）	10
20	市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	12
21	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	14
22	市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	17
23	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	18
24	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	19
24-2	和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	20
25	公示送達（配当計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	21
26	公示送達（令和 5 年度及び 6 年度後期高齢者医療保険料通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	22
27	公示送達（令和 6 年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）	23
28	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・（市民自治振興課）	24
29	公示送達（固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・（納税課）	25
30	公示送達（令和 6 年度第 1 期から第 6 期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）	26
31	公示送達（令和 6 年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・（国保年金課）	27
32	公示送達（令和 6 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	28

【 公 告 】

○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・（地籍調査課）	29
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・（地籍調査課）	30
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	31
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	32
○	市有財産売却公告・・・・・・・・・・・・・・・・（住宅第 2 課）	33

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	35
---------------------------------	---------	----

【 選挙管理委員会告示 】

2 令和 7 年における選挙人名簿の定時登録日・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	36
3 令和 6 年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	37
4 令和 6 年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	38
5 公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	39

【 教育委員会告示 】

2 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	40
----------------------------	---------	----

【 企業局規程 】

1 和歌山市工業用水道取水規程・・・・・・・・・・・・・・・・	（企業総務課）	41
---------------------------------	---------	----

【 企業局告示 】

1 和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・	（企業総務課）	46
2 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・	（企業総務課）	47

和歌山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 1 号

和歌山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市建築基準法施行細則（平成 11 年規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「法第 6 条第 1 項第 4 号」を「法第 6 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 9 条第 1 項中「確認済書」を「確認済証」に改める。

第 17 条第 1 項第 3 号中「若しくは第 12 項ただし書」を「、第 12 項ただし書若しくは第 13 項ただし書」に改める。

第 18 条第 1 項の表追加図書の部日影図の項中「表（へ）項」を「表 2（29）の項」に改め、同条第 2 項中「政令第 48 条第 2 項第 3 号又は」を削る。

別記様式第 4 号及び別記様式第 6 号中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項、第 17 条第 1 項第 3 号、第 18 条第 1 項及び第 2 項、別記様式第 4 号並びに別記様式第 6 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市建築基準法施行細則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

和歌山市訓令第 1 号

和歌山市請負工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市請負工事監督規程の一部を改正する規程

和歌山市請負工事監督規程（平成 1 1 年訓令第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「工事内容の変更又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）工事内容の変更の必要を認める場合における当該措置及び当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の別表に掲げる者に対する報告

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

工事内容の変更についての報告

予定価格 1 億 5 千万円以上の工事であって、変更額が請負代金額の 1 0 % 以上又は 2 0 0 0 万円以上のもの	市長
請負代金額の変更を伴うもので重要なもの	
予定価格 1 億 5 千万円以上の工事であって、変更額が請負代金額の 1 0 % 未満かつ 1 0 0 0 万円以上 2 0 0 0 万円未満のもの	局長
予定価格 1 億 5 千万円以上の工事であって、変更額が請負代金額の 1 0 % 未満かつ 1 0 0 0 万円未満のもの	部長
請負代金額の変更を伴わないもので重要なもの	

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 1 月 2 9 日揭示済）

和歌山市告示第 1 4 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 6 年度	第 5 期 第 6 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 7 年 1 月 3 1 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 7 年 1 月 1 6 日揭示済)

和歌山市告示第 1 5 号

令和 7 年 1 月 1 5 日市長において専決処分した令和 6 年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 7 年 1 月 1 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 2 3, 8 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 8, 3 3 1, 8 6 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表「歳入歳出予算補正」による。

（令和 7 年 1 月 1 6 日揭示済）

和歌山市告示第 1 6 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 月 1 月 1 4 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 1 月 7 日、同月 9 日及び同月 1 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 1 月 1 7 日揭示済)

和歌山市告示第 1 7 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 1 月 6 日及び同月 1 4 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

（1）自転車等の鍵

（2）住所及び氏名を確認できるもの

（3）費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

（1）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

（2）返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（3）その他

（1）及び（2）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

（令和 7 年 1 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 18 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 17 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 1 月 20 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 10 月 12 日	令和 6 年 10 月 18 日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、秋葉山公園、紀の川第 3 緑地及びこども家庭センター	令和 6 年 10 月 1 日、同月 7 日、同月 10 日、同月 11 日及び同月 15 日	令和 6 年 10 月 18 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

（令和 7 年 1 月 17 日掲示済）

和歌山市告示第 19 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

スガイ化学工業株式会社

和歌山市宇須 4 丁目 4 番 6 号

代表取締役社長 野間 修

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

スガイ化学工業株式会社 和歌山事業所 西工場

和歌山市湊 1280

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 46 号ニに掲げる廃ガス洗浄施設及び 46 号ロに掲げるろ過施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第 1 のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第 2 のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第 3 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 7 年 1 月 21 日から令和 7 年 2 月 10 日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第 1 特定施設に関する事項

区分		新設		新設	
特定施設番号及び名称		第 4 6 号ニ 廃ガス洗浄施設		第 4 6 号ロ ろ過施設	
構造		FRP 製スクラバー		MARKⅢ48×30+MIND	
能力		20m ³ /min		—	
1 日当たりの使用時間		24 時間		20 時間	
使用の季節的変動の有無		無し		無し	
排出水の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				
	p H	11	13	排水なし	排水なし
	C O D （m g ／ L）	100	150		
	S S （m g ／ L）	10	10		
	全窒素（m g ／ L）	10	10		
	全燐（m g ／ L）	1	1		
汚水等の 1 日当たりの量（m ³ /日）		1. 1	1. 1		
備考		新設する特定施設からの排水（1. 1m ³ /D）は、既設の廃液燃焼設備にて焼却処理を実施。			

別表第 2 汚水等の処理に関する事項

区分	既設				
施設名	HN-01				
能力	4,000m ³ /日（廃液燃焼：50t/日）				
処理の方式	中和、凝沈、活性炭吸着、pH 処理、廃液燃焼				
1 日当たりの使用時間	24 時間				
使用の季節的変動	無し				
汚 水 等 の 汚 染 状 態 及 び 量	種類・項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	119 COD	64.5	12.9	310.5	62.1
	119 窒素	7.0	7.0	40.1	40.1
	119 磷	2.3	2.3	15.0	15.0
	128 COD	64.5	12.9	310.5	62.1
	128 窒素	10	10	10	10
	128 磷	1	1	1	1
	232 COD	10	10	10	10
	232 窒素	10	10	10	10
	232 磷	1	1	1	1
	量（m ³ /日）	1024.2	1184.0	1075.3	1285.1

別表第 3 排出水の汚染状態及び量

排 出 水 の 汚 染 状 態	項目 \ 区分	既設			
		No. 1		No. 2	
		通常	最大	通常	最大
	pH	6.5	7.5	6.5	7.5
	COD（mg/L）	5.4	17.3	40	40
	BOD（mg/L）	<10	33.0	40	40
	SS（mg/L）	15	50	15	50
	n-Hex（mg/L）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	T-N（mg/L）	1.7	9.7	10	10
	T-P（mg/L）	0.6	4.0	1.0	1.0
排出水の量（m ³ /日）		3897.96	4397.26	25	25
備考					

（令和7年1月21日揭示済）

和歌山市告示第 2 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
1 1 - 2 5 5	宮 2 5 5 号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
2 2 - 4 0 1	藤戸台 2 2 3 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 2	藤戸台 2 2 4 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 3	藤戸台 2 2 5 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 4	藤戸台 2 2 6 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 5	藤戸台 2 2 7 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 6	藤戸台 2 2 8 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 7	藤戸台 2 2 9 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 8	藤戸台 2 3 0 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 0 9	藤戸台 2 3 1 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 0	藤戸台 2 3 2 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 1	藤戸台 2 3 3 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 2	藤戸台 2 3 4 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 3	藤戸台 2 3 5 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 4	藤戸台 2 3 6 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 5	藤戸台 2 3 7 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 6	藤戸台 2 3 8 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 7	藤戸台 2 3 9 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 8	藤戸台 2 4 0 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 1 9	藤戸台 2 4 1 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	

整理番号	路線名	起点 終点	備考
2 2 - 4 2 0	藤戸台 2 4 2 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 2 1	藤戸台 2 4 3 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 2 - 4 2 2	藤戸台 2 4 4 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
2 4 - 1 7 3	西和佐 1 7 3 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
2 4 - 1 7 4	西和佐 1 7 4 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
2 6 - 3 3 4	西脇 3 3 4 号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
3 4 - 2 2 2	小倉 2 2 2 号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋	
3 4 - 2 2 3	小倉 2 2 3 号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋	
3 4 - 2 2 4	小倉 2 2 4 号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋	
3 4 - 2 2 5	小倉 2 2 5 号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋	
3 4 - 2 2 6	小倉 2 2 6 号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋	
3 4 - 2 2 7	小倉 2 2 7 号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋	

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済)

和歌山市告示第 2 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和 7 年 1 月 2 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
1 1 - 2 5 5	宮 2 5 5 号線	和歌山市太田 6 0 7 番 8 地先 ～ 和歌山市太田 6 0 9 番 5 地先	8 4 . 1	4 . 5 0
2 2 - 4 0 1	藤戸台 2 2 3 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 4 4 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 3 2 地先	2 4 1 . 4	1 2 . 0 ～ 1 2 . 2
2 2 - 4 0 2	藤戸台 2 2 4 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 1 9 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 2 2 地先	4 9 . 3	1 0 . 0 0
2 2 - 4 0 3	藤戸台 2 2 5 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 2 2 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 4 7 地先	5 1 . 3	6 . 0 0
2 2 - 4 0 4	藤戸台 2 2 6 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 2 5 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 3 1 8 地先	1 9 0 . 6	6 . 0 0
2 2 - 4 0 5	藤戸台 2 2 7 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 2 8 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 2 6 地先	2 9 . 1	6 . 0 0
2 2 - 4 0 6	藤戸台 2 2 8 号線	和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 2 4 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 2 5 地先	1 4 . 0	4 . 0 0
2 2 - 4 0 7	藤戸台 2 2 9 号線	和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 0 5 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 4 1 地先	2 0 . 8	6 . 0 0
2 2 - 4 0 8	藤戸台 2 3 0 号線	和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 0 9 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 3 9 地先	3 1 . 1	2 . 0 0 ～ 6 . 0 0
2 2 - 4 0 9	藤戸台 2 3 1 号線	和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 1 0 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 1 4 地先	2 0 . 8	6 . 0 0
2 2 - 4 1 0	藤戸台 2 3 2 号線	和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 1 8 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 0 1 地先	1 4 . 0	4 . 0 0
2 2 - 4 1 1	藤戸台 2 3 3 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 9 8 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 0 9 地先	1 4 . 0	4 . 0 0
2 2 - 4 1 2	藤戸台 2 3 4 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 9 0 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 0 6 地先	6 9 . 0	6 . 0 0

和歌山市公報（第 1 7 9 2 号） 令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 3 日

2 2 - 4 1 3	藤戸台 2 3 5 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 9 4 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 9 1 地先	6 0 . 9	6 . 0 0
2 2 - 4 1 4	藤戸台 2 3 6 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 8 1 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 6 8 地先	5 8 . 8	1 0 . 0 0
2 2 - 4 1 5	藤戸台 2 3 7 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 6 7 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 5 4 地先	6 0 . 9	6 . 0 0
2 2 - 4 1 6	藤戸台 2 3 8 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 5 4 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 5 7 地先	4 0 . 8	6 . 0 0
2 2 - 4 1 7	藤戸台 2 3 9 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 4 8 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 5 9 地先	4 2 . 8	2 . 0 0 ～ 6 . 0 0
2 2 - 4 1 8	藤戸台 2 4 0 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 6 4 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 8 0 地先	1 0 1 . 0	4 . 0 0 ～ 6 . 0 0
2 2 - 4 1 9	藤戸台 2 4 1 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 5 9 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 4 8 地先	4 0 . 8	6 . 0 0
2 2 - 4 2 0	藤戸台 2 4 2 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 4 6 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 5 9 1 地先	2 4 1 . 4	6 . 0 0 ～ 1 2 . 2 0
2 2 - 4 2 1	藤戸台 2 4 3 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 0 3 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 3 5 地先	1 5 . 7	4 . 0 0 ～ 6 . 0 0
2 2 - 4 2 2	藤戸台 2 4 4 号線	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 0 1 地先 ～ 和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 3 5 地先	1 5 . 7	4 . 0 0 ～ 6 . 0 0
2 4 - 1 7 3	西和佐 1 7 3 号線	和歌山市岩橋 1 5 7 3 番 1 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 5 7 3 番 5 地先	4 4 . 0	6 . 0 0
2 6 - 3 3 4	西脇 3 3 4 号線	和歌山市西庄 1 0 1 0 番 1 8 地先 ～ 和歌山市西庄 1 0 0 8 番 9 地先	1 1 0 . 7	6 . 0 0
3 4 - 2 2 2	小倉 2 2 2 号線	和歌山市満屋 1 0 1 番 4 地先 ～ 和歌山市満屋 1 0 1 番 9 地先	8 5 . 1	2 . 7 0 ～ 6 . 0 0
3 4 - 2 2 3	小倉 2 2 3 号線	和歌山市満屋 1 0 1 番 1 9 地先 ～ 和歌山市満屋 1 0 1 番 1 1 地先	2 9 . 2	6 . 0 0
3 4 - 2 2 4	小倉 2 2 4 号線	和歌山市満屋 1 0 1 番 1 6 地先 ～ 和歌山市満屋 1 0 1 番 1 5 地先	2 8 . 5	6 . 0 0
3 4 - 2 2 5	小倉 2 2 5 号線	和歌山市満屋 4 3 番 2 地先 ～ 和歌山市満屋 1 1 番 7 地先	5 3 . 2	6 . 0 0
3 4 - 2 2 6	小倉 2 2 6 号線	和歌山市満屋 6 番 8 地先		

和歌山市公報（第 1 7 9 2 号）			令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 3 日	
		～ 和歌山市満屋 1 1 番 1 1 地先	3 0 . 6	6 . 0 0
3 4 - 2 2 7	小倉 2 2 7 号線	和歌山市満屋 1 1 番 6 地先 ～ 和歌山市満屋 1 1 番 1 1 地先	3 1 . 9	6 . 0 0

(令和7年1月21日揭示済)

和歌山市告示第 2 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧 新 別	路線名	起点 終点	備考
1 9 - 9 4	旧	三田 9 4 号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
	新	三田 9 4 号線	和歌山市和田 和歌山市和田	終点の変更
2 2 - 3 7 4	旧	貴志 3 7 4 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
	新	貴志 3 7 4 号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	終点の変更

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済)

和歌山市告示第 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 7 年 1 月 2 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧新 別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
1 9 - 9 4	旧	三田 9 4 号線	和歌山市和田 1 9 番 3 5 地先 和歌山市和田 1 9 番 1 4 地先	5 7 . 8	6 . 0 0
	新	三田 9 4 号線	和歌山市和田 1 9 番 3 5 地先 和歌山市和田 1 5 番 1 地先	1 1 0 . 9	6 . 0 0
2 2 - 3 7 4	旧	貴志 3 7 4 号線	和歌山市栄谷 3 6 6 番 5 地先 和歌山市栄谷 3 6 6 番 7 地先	5 0 . 6	6 . 0 0
	新	貴志 3 7 4 号線	和歌山市栄谷 3 6 6 番 5 地先 和歌山市栄谷 3 3 8 番 6 地先	8 1 . 2	6 . 0 0

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済)

和歌山市告示第 2 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 7 年 1 月 2 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
1 3 - 1 8	四箇郷 1 8 号線	和歌山市有本 2 5 5 番 1 3 地先 ～	旧	1 6 . 2 0	3 . 4
		和歌山市有本 2 5 6 番 3 地先	新	1 6 . 2 0	5 . 0
2 4 - 6 2	西和佐 6 2 号線	和歌山市岩橋 1 2 7 9 番 6 地先 ～	旧	6 3 . 7 0	2 . 0 ～ 3 . 0
		和歌山市岩橋 1 2 7 9 番 1 2 地先	新	6 3 . 7 0	6 . 0
2 4 - 9 3	西和佐 9 3 号線	和歌山市岩橋 1 2 8 1 番 1 1 地先 ～	旧	4 . 1 0	4 . 1 ～ 4 . 5
		和歌山市岩橋 1 2 8 1 番 1 地先	新	4 . 1 0	6 . 0
2 6 - 2 1	西脇 2 1 号線	和歌山市西庄 1 0 0 8 番 1 3 地先 ～	旧	4 1 . 1 0	1 . 2 ～ 2 . 4
		和歌山市西庄 1 0 1 6 番 2 4 4 地先	新	4 1 . 1 0	4 . 0
3 4 - 6 9	小倉 6 9 号線	和歌山市小倉 5 9 4 番 1 地先 ～	旧	5 3 . 1 0	5 . 1
		和歌山市小倉 5 9 5 番 1 地先	新	5 3 . 1 0	6 . 0
3 4 - 1 0 2	小倉 1 0 2 号線	和歌山市新庄 5 5 7 番 1 1 地先 ～	旧	8 3 . 2 0	3 . 5 ～ 3 . 7
		和歌山市新庄 4 8 8 番 1 地先	新	8 3 . 2 0	4 . 5 ～ 6 . 3

(令和 7 年 1 月 2 1 日 告示)

和歌山市告示第 2 4—2 号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 2 4 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
福祉交流館	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

（令和 7 年 1 月 2 2 日揭示済）

和歌山市告示第 2 5 号

配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏名又は名称	住所又は所在地
有限会社 正和興業	和歌山県和歌山市園部 1 3 1 6 番地の 8

（令和 7 年 1 月 2 4 日揭示済）

和歌山市告示第 2 6 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別
令和 5 年度	後期高齢者医療保険料
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和 7 年 1 月 2 4 日揭示済）

和歌山市告示第 2 7 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 7 年 2 月 1 0 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 7 年 1 月 2 4 日揭示済)

和歌山市告示第 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 1 月 2 9 日揭示済）

和歌山市告示第 2 9 号

固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（別紙省略）

（令和 7 年 1 月 3 1 日揭示済）

和歌山市告示第 3 0 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和 6 年度	第 1 期から 第 6 期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 7 年 2 月 1 0 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 1 月 3 1 日揭示済）

和歌山市告示第 31 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 1 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 7 年 2 月 21 日に変更する。
令和 6 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 7 年 2 月 21 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 1 月 31 日揭示済）

和歌山市告示第 3 2 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 2 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 6 年度第 8 期の納期は、 令和 7 年 2 月 1 3 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 2 月 3 日揭示済）

公 告

和歌山市内原の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和 7 年 1 月 2 1 日から同年 2 月 1 0 日まで（2 0 日間）
- 3 閲覧場所 紀三井寺公園陸上競技場特別会議室（和歌山市毛見 2 0 0 番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁 1 1 - 1 アラスカビル 2 階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、紀三井寺公園陸上競技場特別会議室においては令和 7 年 1 月 2 1 日から同月 2 8 日までの間（同月 2 6 日を除く。）、9 時 3 0 分から 1 6 時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては、令和 7 年 1 月 2 9 日から同年 2 月 1 0 日までの間（同年 2 月 1 日、同月 2 日、同月 8 日、同月 9 日を除く。）、9 時から 1 7 時まで行うこととする。

（令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済）

公 告

和歌山市内原の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和 7 年 1 月 2 1 日から同年 2 月 1 0 日まで（2 0 日間）
- 3 閲覧場所 紀三井寺公園 陸上競技場 特別会議室（和歌山市毛見 2 0 0 番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁 1 1 - 1 アラスカビル 2 階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、紀三井寺公園 陸上競技場 特別会議室においては令和 7 年 1 月 2 1 日から同月 2 8 日までの間（同月 2 6 日を除く。）、9 時 3 0 分から 1 6 時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和 7 年 1 月 2 9 日から同年 2 月 1 0 日までの間（同年 2 月 1 日、2 日、8 日及び 9 日を除く。）、9 時から 1 7 時まで行うこととする。

（令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路の位置を一部取消したので、和歌山市建築基準法施行細則（平成 1 1 年規則第 6 9 号）第 1 5 条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	内容及び理由	取消し後の 道路幅員×延長 総延長	取消した日
昭和 4 1 年 7 月 1 9 日 和建指第 1 3 8 号	指定された道路の一部を職権 による取消し 道の築造が指定後に行われて いないため	4 . 0 0 m × 2 3 1 . 7 m 総延長 2 3 1 . 7 m	令和 7 年 1 月 2 0 日

（令和 7 年 1 月 2 2 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和佐関戸字中嶋 3 1 1 番 1 2	(掲載省略)

(令和 7 年 1 月 2 7 日揭示済)

公 告

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 入札に付する事項 市有財産（土地）売却

物件 番号	所在、地番	地目	地積	最低入札 予定価格
1	和歌山市雄松町 2 丁目 1 6、1 7、1 8、1 9	宅地	368.19 m ²	10,600,000 円
2	和歌山市雄松町 5 丁目 2 1－1	公園	655.00 m ²	36,600,000 円
3	和歌山市汐見町 1 丁目 3 2、3 3、3 4、3 5－1	宅地	3,441.82 m ²	50,500,000 円
4	和歌山市三沢町 4 丁目 1 7－2、1 8	宅地	1,962.64 m ²	31,600,000 円
備考：現状有姿のままでの売却。把握できていない地下埋設物が存在する可能性があります。				

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「芦原地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 6 2 年法律第 2 2 号）第 2 条に規定する地域改善対策特定事業の協力者」等の個人とし（親族 2 人以上の連名による入札参加も可能とします。）、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

（1）法人

（2）市税等を滞納している者

（3）地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員

（4）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に定める者並びに同条第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和 7 年 2 月 3 日（月）から同年 2 月 2 5 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

場所 和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所本庁舎 8 階 住宅第 2 課

4 参加申込みの受付

期間 令和 7 年 2 月 2 0 日（木）から同年 2 月 2 5 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

場所 和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所本庁舎 8 階 住宅第 2 課

5 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 7 年 4 月 1 1 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 芦原文化会館 （和歌山市島崎町 6 丁目 1 3 番地の 2）

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の 1 0 0 分の 5 以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までに落札金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項
無効とする。

8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項
無効とする。

9 契約の締結についての議会の議決の要否
否

1 0 契約書の作成の要否
要

1 1 郵便による入札書の提出の可否
否

1 1 その他
詳細は市有地売払い案内による。

（令和 7 年 2 月 3 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字北沖田 7 2 3 番 1、7 2 5 番 1、7 2 5 番 2、7 2 5 番 5、寺内字北沖田 7 3 6 番 1、7 3 6 番 4、里道	和歌山市橋向丁 3 2 番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

（令和 7 年 2 月 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第2号

令和7年における選挙人名簿の定時登録日を次のとおり変更する。

令和7年1月16日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

定時登録日

変更前 令和7年3月1日

変更後 令和7年3月3日

変更前 令和7年6月1日

変更後 令和7年6月2日

(令和7年1月16日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第3号

令和6年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表する。

令和7年1月16日

(別紙省略)

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

(令和7年1月16日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第4号

令和6年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表する。

令和7年1月16日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

（令和7年1月16日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程（昭和 3 0 年選挙管理委員会告示第 3 9 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 6 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程（昭和 3 0 年選挙管理委員会告示第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「第 6 号様式による請求書」を「請求書」に改める。

第 6 号様式を削り、第 7 号様式を第 6 号様式とし、第 8 号様式から第 1 9 号様式までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 6 日から施行する。

（令和 7 年 1 月 1 6 日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第 2 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 7 年 2 月 3 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 7 年 2 月 6 日（木） 午後 2 時 30 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市役所 11 階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）令和 7 年 2 月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
 - （2）令和 7 年 2 月議会教育委員会関係の当初予算（案）について
 - （3）令和 7 年度組織改正について
 - （4）和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部改正について
 - （5）その他

（令和 7 年 2 月 3 日揭示済）

和歌山市工業用水道取水規程を公布する。

令和 7 年 2 月 3 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

和歌山市企業局規程第 1 号

和歌山市工業用水道取水規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、水利使用規則（平成 25 年 4 月 1 日付け国近整水第 252 号近畿地方整備局長通知）に基づき、取水等の基準について定めるものとする。

（取水の管理）

第 2 条 取水の管理は、上・工業用水道管理課長が行うものとする。

（取水口の位置）

第 3 条 取水口の位置は、次のとおりとする。

（1）第 1 取水口 和歌山市六十谷字南加納田 296 番地先（紀の川右岸）

（2）第 2 取水口 和歌山市六十谷字柳原 117 番 1 地先（紀の川右岸）

（取水施設の諸元）

第 4 条 取水施設の諸元については、次のとおりとする。

項目	第 1 取水口	第 2 取水口
取水口	・ R C 造取水口（W×H） 6.00m×1.55m ・ 鋼製制水扉 1 基	・ R C 造取水口（W×H） 4.00m×1.50m×2 連 ・ 鋼製ローラーゲート 2 基
導水渠等	・ R C 造導水渠（W×H×L） 2.00m×1.25m×69.00m ・ R C 造接合井（W×H×L） 5.00m×8.72m×11.80m ・ R C 造揚水ポンプ井（W×D×L） 第 1 ポンプ所 3.20m×2.20m×6.40m 4 井 第 2 ポンプ所 3.50m×2.90m×7.40m 4 井	・ P C 造導水渠（W×H×L） 2.00m×1.80m×73.3m×2 連 ・ R C 造分配井（W×L×H） 7.50m×12.5m×11.1m×2 井 ・ R C 造接合井（W×H×L） 5.70m×9.45m×13.60m ・ R C 造沈砂池（W×H×L） 6.50m×7.80m×37.55m 2 池 ・ R C 造揚水ポンプ井（W×D×L） 9.50m×5.60m×5.50m 3 井 9.50m×5.90m×2.75m 1 井
揚水ポンプ	・ 第 1 ポンプ所	・ 揚水量 66m³/分 3 台

	揚水量 17.8 m ³ /分 4 台 ・第 2 ポンプ所 揚水量 23.4 m ³ /分 4 台	・揚水量 42.5 m ³ /分 1 台
--	---	---------------------------------

（最大取水量）

第 5 条 最大取水量は、次のとおりとする。

項目	第 1 取水口	第 2 取水口	計
最大取水量	1.933 m ³ /s	3.252 m ³ /s	5.185 m ³ /s

2 前項の取水量の内、0.510 m³/s は大滝ダムによる流水の貯留を利用するものとする。

（取水の方法）

第 6 条 取水の方法は、次のとおりとする。

- （1）第 1 取水口 別図のとおり、紀の川右岸に設置している取水口から導水渠を介して接合井で第 1 ポンプ所と第 2 ポンプ所へと分岐して各揚水ポンプ井に自然流下方式で表流水を導き、各揚水ポンプの運転台数や吐出弁の開度を調整して取水する。
- （2）第 2 取水口 別図のとおり、紀の川右岸に設置している取水口から導水渠、分配井、接合井及び沈砂池を介して各揚水ポンプ井に自然流下方式で表流水を導き、各揚水ポンプの運転台数や吐出弁の開度を調整して取水する。

（取水量の測定方法）

第 7 条 揚水ポンプの吐出口にある流量計で取水量を測定し、第 5 条の最大取水量を超えないように中央監視室にて監視するものとする。

（記録の保存）

第 8 条 取水量の記録及び積算をし、毎月の結果を取水口ごとに取りまとめ、別記様式により翌月の 10 日までに近畿地方整備局長に報告するとともに、水利使用の期間保存するものとする。

附 則

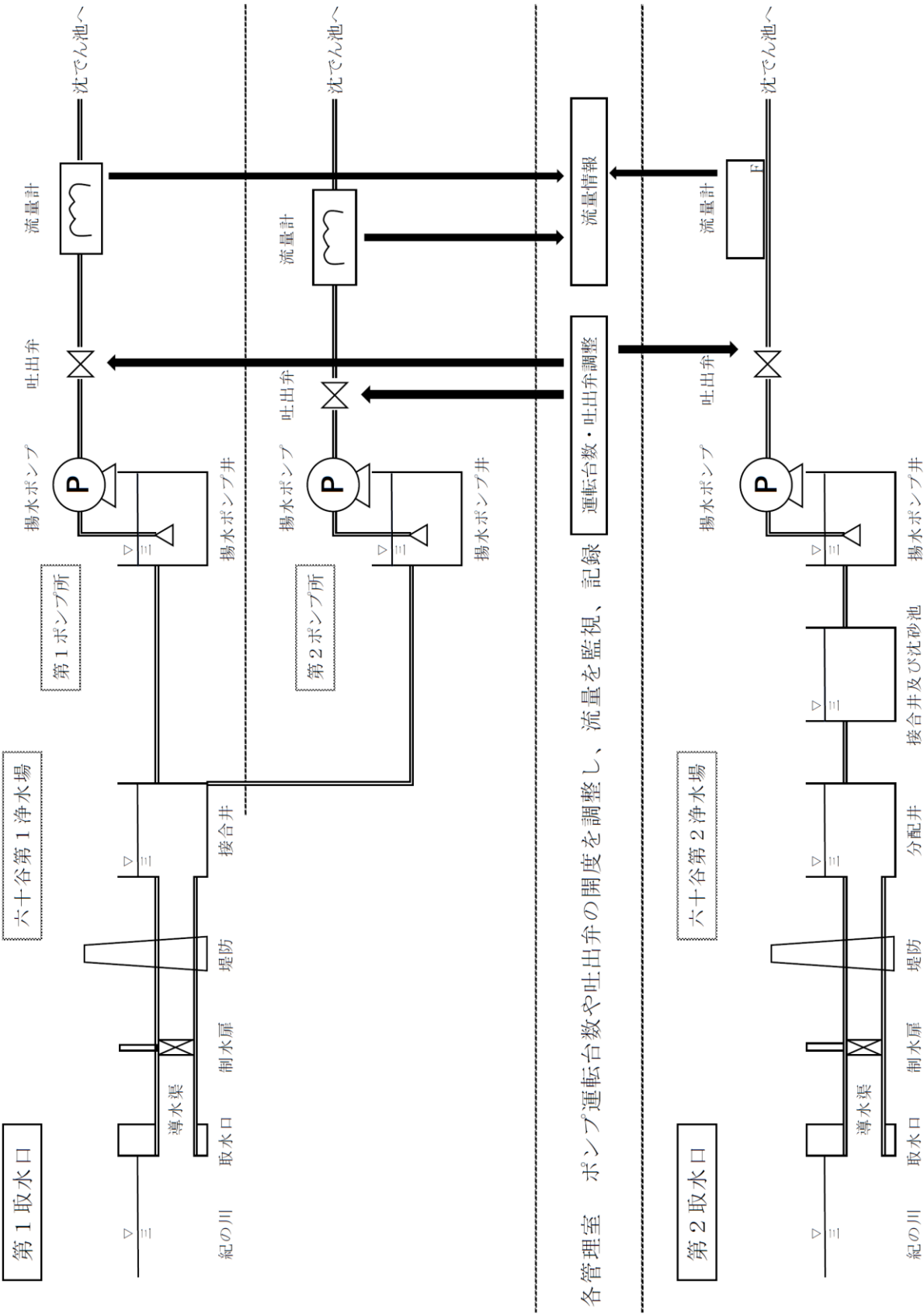
この規程は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。

別記様式（第 8 条関係）

工水取水量		年 月	
日	六十谷 第 1 浄水場	六十谷 第 2 浄水場	工水合計
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			
2 1			
2 2			
2 3			
2 4			
2 5			
2 6			
2 7			
2 8			
2 9			
3 0			
3 1			
合計			
平均			
最大			
最小			

（単位：m³）

別図（第 6 条関係）



（令和 7 年 2 月 3 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市築港 3 丁目 6 番地 カネイ設備工業株式会社 代表取締役 岩本 勉	カネイ設備工業株式会社	和歌山市築港 3 丁目 6 番地	平成 1 0 年 5 月 1 5 日	第 7 0 号
和歌山市木広町 4 丁目 1 5 番地 株式会社白井商会 代表取締役 白井 万佐也	株式会社白井商会	和歌山市木広町 4 丁目 1 5 番地	平成 1 0 年 4 月 1 5 日	第 6 1 号
和歌山市矢田 1 1 8 番地 株式会社矢田建設 代表取締役 矢田 力也	株式会社矢田建設	和歌山市矢田 1 1 8 番地	平成 1 0 年 5 月 1 5 日	第 1 7 7 号

(令和 7 年 1 月 1 6 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 2 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から 2 週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

1 公共下水道の供用開始**（1）供用を開始すべき年月日**

令和 7 年 2 月 1 日

（2）下水を排除すべき区域**ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域**

秋月、西浜 3 丁目、内原、布引、紀三井寺の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

西庄、木ノ本、松江北 2 丁目、松江北 5 丁目、島橋東ノ丁の各一部

（3）供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

（4）供用を開始しようとする排水施設

分流式 秋月、西浜 3 丁目、内原、布引、紀三井寺、西庄、木ノ本、松江北 2 丁目、松江北 5 丁目、
島橋東ノ丁の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始**（1）下水の処理を開始すべき年月日**

令和 7 年 2 月 1 日

（2）下水を処理すべき区域

前項第 2 号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

（3）下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称**ア 和歌山市三葛 5 1 0 番地の 1 中央終末処理場****イ 和歌山市本脇 6 5 3 番地の 2 北部終末処理場**

（令和 7 年 1 月 1 7 日揭示済）